

## ●忘れてはいけない都市計画

近年は本当に至る所で空き家や空き地が増え、人口減少社会という言葉が身近に感じられるようになりました。地方都市だけでなく、大都市の既成市街地で同じような光景があり、都市のコンパクト化よりもこれまで築いた分散型都市構造のまま、密度が希薄になっていく可能性のほうが高いかもしれません。これまでの都市計画も拡大型社会対応になっているので、これを人口減少型に変える必要があるとは誰しも思うところですが、法制度さらにその背景にある人々の意識が変わらなると、実際のところ計画を大胆に見直すことも難しい。

このため都市計画法の抜本見直しが盛んに言われましたが、新政権はどうもそのようなことには関心が無いのか反対なのかで、その後のニュースはありません。わが国は、都市計画制度に土地利用が無い、多分世界的にも珍しい制度でやってきましたが、余ってしまった土地をどうするかということを考えると、やはり今のままでは無理ではないかと思われまます。都市計画道路も見直しは取り込まれつつありますが、都市構造そのものの見直しが先に必要で、そのためのツールが不足したままということになります。

今井晴彦（技術顧問）

## ●北京市中心部ののナンバー制によるマイカー交通規制

現在、北京市でゴミ運搬車のアイドリングストップ装置取付けのCDM事業化調査に取り組んでいる。先日の出張の際、いつものように中国側調査メンバーのマイカーで移動したのだが、たまたま当日は20%交通規制の対象車であることを忘れて出てきたとのことだった。違反者には200元（約3千円）の罰金が課せられる。違反したかどうかはウェブサイトで確認できるそうで、今回の違反は家を出て10分後には捕捉されていた。市内幹線道路の主要交差点には車両の後面を撮影する車番認識カメラが設置されている。罰金は次回の車検までに納入すればいいそうだ。

市民が等しく交通規制の対象になり公共交通利用を誘導する点、またどうしても車を利用しなければならないときは罰金を覚悟すれば車を利用できる点、課金の必要がないので規制コストが大きくなる点、そして何よりも交通量の削減効果が確実である点で優れた施策であると感じた。それでも北京市内の道路は混雑しているのだが、五輪期間とはもかく日常的な50%規制（奇数偶数制）は強権的すぎる。

[http://japanese.china.org.cn/life/txt/2009-04/13/content\\_17595385.htm](http://japanese.china.org.cn/life/txt/2009-04/13/content_17595385.htm)

矢島充郎（第一計画部）

## ●インドネシア所感

インドネシアが、中国・インドに次ぐアジアの新興国として注目されているらしい。なるほど久しぶりに来てみると大型ショッピングセンターがいくつもオープンし、ファストフードやファミリーレストランの数も増えた。前回来た2006年当時着工したばかりだったアパートメントがいくつも完成し、より高層化が進んだ。ショッピングセンターには週末ともなるとたくさんの人が訪れ買い物を楽しんでおり、明らかに生活水準がよくなって活気に満ちている。随分と変化したものだ。

私が初めてインドネシアに来たのは2004年だが、当時のインドネシアのGDPは2570億ドル（一人当たり1188ドル）、1997年のアジア経済危機のショックから脱し以前の経済水準を取り戻した時であった。その後経済成長率は5~6%で推移し、2009年のGDP（見通し）は5150億ドル（一人当たり2224ドル）と、2004年と比べると倍となった。2009年の総人口は2.3億人に上り、さらなる内需の拡大が期待できると言う。最近ではODA卒業の噂も聞こえ始めた。

しかし東西5千キロ、1万8千もの島々からなり広大な国土を擁するインドネシアは、首都ジャカルタのような大都市と地方都市との格差や、都市交通、島嶼間交通、物流等のインフラ整備の他にも、防災対策、違法建築の取締り、地方行政の能力向上等、課題はまだまだある。特にGISの分野では、地方都市ではまだまだ導入が進んでおらず、紙ベースのまま、もしくはCADデータ化が進んでいるがGISではない、行政機関によっては独自にGISデータを持っていても他機関と共有されていない、等の問題がある。庁内共有GISは、日本でもまだ整備が進めら

れているところで、WebGISとして公共に供している自治体も増えたが、今後インドネシアの地方都市でも計画業務、開発許可業務、住民の閲覧利用等に活用されるものを整備することも課題の一つである。

酒井夕子（海外室）

---

発行責任者：代表取締役 庄山 高司  
事務局：株式会社アルメック 業務部  
東京都目黒区青葉台 1-19-14  
電話 03-5489-3211・FAX 03-5489-3210  
Eメール [hotnews@almecc.co.jp](mailto:hotnews@almecc.co.jp)  
ホームページ <http://www.almecc.co.jp/>

---

Copyright 2010 ALMEC Corporation. All rights reserved.